平成２２年（フ）第９４号
愛媛県今治市枝堀町３丁目１番37号、前住所愛媛県今治市枝堀町３丁目１番66号、前々住所愛媛県今治市宮ケ崎甲591番地４
債務者　壷内　益充
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第９５号
愛媛県今治市泉川町１丁目２番58号　泉川団地508号、前住所愛媛県今治市泉川町２丁目１番52号、前々住所愛媛県今治市常盤町８丁目１番36号
債務者　山根　美香
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３３６０号
名古屋市熱田区神戸町701　市営神戸荘２棟306号、住民票上の住所名古屋市昭和区滝子町18番４号
債務者　伊藤　一男
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５４号
福岡市博多区下呉服町10番33―201号
債務者　玉腰　弓博
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２３５号
名古屋市中区栄１丁目12番１号　ＣＩビル301号
債務者　檀上真美子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５４号
福岡県小郡市小郡2501番地１
債務者　牟田　幸代
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４２４号
福岡県久留米市荒木町荒木3634番地４
債務者　佐野加代子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４５７号
福岡県久留米市三潴町田川333番地２
債務者　江嶋　京子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２２号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷己145番地、前住所長崎市御船蔵町11番10号
債務者　白石　兼守
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
長崎県南島原市西有家町見岳2296番地２
債務者　金子　朝子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
熊本県荒尾市川登1817番地12
債務者　山田　　博
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第９４号
熊本県荒尾市川登1817番地12
債務者　山田千代子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第９５号
熊本県玉名市川島854番地１
債務者　原田　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第９６号
熊本県荒尾市本井手1445番地６
債務者　小柳　誠一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第９０５号
栃木県栃木市都賀町合戦場122番地
債務者　熊倉　　清
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０６号
栃木県栃木市都賀町合戦場122番地
債務者　熊倉　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０８号
栃木県鹿沼市緑町３丁目８番10号
債務者　阿部　輝美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係